

第60回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2019年6月21日(金曜日)午前10時
受付開始 午前9時

開催場所

東京都千代田区一番町21番地
一番町東急ビル10F

「スマート行使」と「ネットで招集」で
議決権行使が簡単・便利に

パソコン・スマートフォン・タブレット端末
からご覧いただけます。

こちらからも議決権行使ウェブサイトへアク
セスいただけます。

<https://s.srdb.jp/4743/>



ネットで
招集

Provided by TAKARA Printing



証券コード 4743
2019年6月3日

株 主 各 位

東京都千代田区一番町21番地
株式会社 アイティフォー
代表取締役社長 佐藤恒徳

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2019年6月20日（木曜日）午後5時までに議決権を行使してください。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月21日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻：午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区一番町21番地
一番町東急ビル10F
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第60期（自2018年4月1日至2019年3月31日）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結
計算書類監査結果報告の件
 2. 第60期（自2018年4月1日至2019年3月31日）
計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）改定の件

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.itfor.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。
 3. 法令および当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち、次に掲げる事項を当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
①連結注記表 ②個別注記表
なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
 4. ご出席に当たり資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類（33頁から57頁）をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2019年6月21日（金曜日）午前10時

会場 東京都千代田区一番町21番地 一番町東急ビル10F
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

代理人によるご出席について

議決権をご行使できる当社の他の株主1名様を代理人にご指定のうえ、代理権を証明する書面を株主総会開会前に当社にご提出ください。

郵送で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 2019年6月20日（木曜日）午後5時到着分まで

インターネットで議決権をご行使される場合



議決権行使サイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

行使期限 2019年6月20日（木曜日）午後5時入力分まで

● 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

議案番号	議案内容	賛成	賛否不明	否
1	第1号議案	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	第2号議案	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	第3号議案	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	第4号議案	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【第1号議案・第4号議案】

賛成の場合

「賛」の欄に○印

否認する場合

「否」の欄に○印

【第2号議案・第3号議案】

全員賛成の場合

「賛」の欄に○印

全員否認する場合

「否」の欄に○印

一部の候補者を否認する場合

「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入いただくか、「否」の欄に○印をし、賛成する候補者の番号をご記入ください。

議決権行使のお取り扱いについて

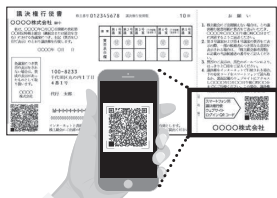
議決権行使書用紙において各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

● インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

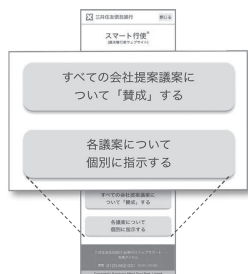
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

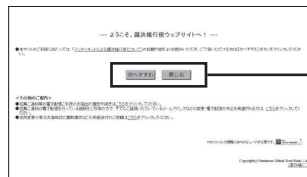
※書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

※インターネットにより複数回議決権をご行使された場合、またはパソコンとスマートフォンで重複して議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効として取り扱わせていただきます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

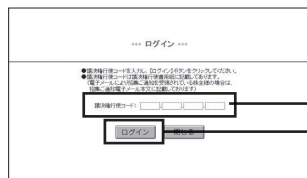
議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

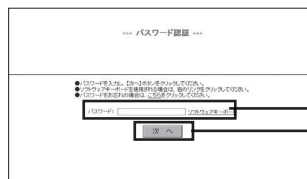
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

(添付書類)

事業報告

(自2018年4月1日)
(至2019年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中通商摩擦の激化もあり中国経済が減速傾向にあることや、英国のEU離脱の方向性が不明なことなどの海外要因から輸出が鈍化傾向にあり、不透明感が高まっております。ただし、良好な雇用所得環境を背景として実質所得が拡大し個人消費が持ち直していることや、インバウンド消費が堅調に推移していること、合理化・省力化へのニーズを背景とした設備投資も一定水準を維持するとみられることなどは景気の下支え要因として考えられます。

当社グループの属する情報サービス業界におきましては、金融や流通分野での制度対応としてのシステム更新のほか、戦略投資としてのIT投資案件が継続しており、AIやIoT技術を利用した新しいビジネスの伸展、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）を活用した「働き方改革」に寄与する業務効率化への取り組み、フィンテックによる新たなサービスの提供などへのニーズの高まりを背景に、市場環境は引き続き良好な状態が続くものと思われま

す。このような環境下、当社グループでは、2018年度から2020年度の3カ年で売上高140億円を目指す中期経営計画「Challenge to 2020」を策定し、強い事業領域での競争力維持、戦略商品の販売拡大、新しい市場の開拓、新技術の獲得・展開などに取り組んでおります。主力商品である金融機関向けプロダクトは、人口減やマイナス金利により金融機関の収益環境が厳しい状況となる中、収益源の多様化や業務の効率化を進めていくためのソリューションとして積極的に営業活動を行ってきました。小売業向けプロダクトでは、基幹システムやECサイト構築システムに加え、キャッシュレス化社会に対応するための決済クラウド「iRITSpay（アイリッツペイ）」とマルチ決済端末「iRITSpay決済ターミナル」の拡大に取り組んでおります。また、公共分野においては、地方自治体でのBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）業務や滞納管理等システム案件の受注獲得を進めております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は125億54百万円（前期比106.1%）、営業利益は16億37百万円（前期比106.6%）、経常利益は17億9百万円（前期比106.5%）、親会社株主に帰属する当期純利益は11億48百万円（前期比102.2%）となりました。売上高、経常利益、当期純利益は過去最高を更新しております。

当社グループは、システムインテグレーターとして顧客の業態やニーズに応じたソフトウェアを開発し、システム機器や関連商品と併せて提供するほか、情報通信ネットワークの構築・運用管理や保守サービスに至るITソリューション・サービスを行うとともにBPOなどを行っております。

当連結会計年度の受注高は163億29百万円（前期比127.1%）、受注残は121億55百万円（前期比145.0%）となりました。また、セグメント別の営業概況は次のとおりです。

（システムソリューション）

システムソリューションでは、フィナンシャルシステムにつきましては、販売強化中の個人ローン業務支援システム「SCOPE」をメインに、非対面チャネル強化の一環でWeb受付システムなど連携するサブモジュールについても多くの受注を獲得しております。債権管理分野に関しても、ノンバンクにおける「TCS Web」や金融機関向け「CMS V5」に「e-SMS」や自動受架電システム「ロボティックコール」を組合せた業務効率化ならびに人員の有効活用を目指した受注を獲得しております。コールセンター向けソリューションにつきましては、「ロボティックコール」において好調に新規顧客の獲得が進んでおり、録音システムも既存顧客の大型更改案件を獲得しております。RPAについてはスタートが多いものの、新規導入が進んでおります。小売業向けでは、小売業向け基幹システム「RITS」は上期にアパレル専門店より商品基幹システムの大型受注、下期に都内大手百貨店より消費増税、改正割賦販売法対応の「iRITSpay決済ターミナル」を含めた基幹システムの大型受注を獲得しております。公共システムにおきましては滞納管理、電話催告システムで新規の受注を複数の地方自治体から獲得しております。

その結果、受注高は97億37百万円（前期比118.2%）、売上高は75億69百万円（前期比113.8%）、セグメント利益は19億67百万円（前期比111.4%）となりました。

(サービスソリューション)

サービスソリューションでは、安定収益源である保守サービスや公共分野向けビジネスを中心に活動しております。地方自治体でのBPO事業は、2020年度より実施される会計年度任用職員制度の影響もあり、受注が好調に推移しております。

その結果、受注高は41億40百万円（前期比158.6%）、売上高は28億72百万円（前期比88.4%）、セグメント利益は5億9百万円（前期比97.1%）となりました。

(基盤ソリューション)

基盤ソリューションでは、システム機器販売、クラウドを含む基盤インフラ設計・構築・納入・設置、ネットワークシステムの提供を事業展開しております。複数事業部で幅広い提案活動を行うことで顧客層の拡大に取り組んでおり、受注が拡大しております。

その結果、受注高は24億51百万円（前期比122.4%）、売上高は21億12百万円（前期比109.7%）、セグメント利益は3億84百万円（前期比98.2%）となりました。

[売上高の内訳]

セグメント別の売上構成は以下のとおりです。

区 分	金 額	構 成 比	前 期 比
システムソリューション	75億69百万円	60.3%	113.8%
サービスソリューション	28億72百万円	22.9%	88.4%
基盤ソリューション	21億12百万円	16.8%	109.7%
合 計	125億54百万円	100.0%	106.1%

(注) セグメント別売上高は、外部顧客への売上高を表示しております。

<社会貢献活動>

当社は、企業としての社会的責任を果たすため、公益財団法人日本ユニセフ協会に寄付を行っております。

また、平成30年豪雨災害および2018年9月6日に発生した北海道胆振東部地震への義援金として、日本赤十字社に寄付を行っております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は1億88百万円であり、その主なものは以下のとおりです。

自社利用ソフトウェアの取得	1億17百万円
工具器具備品の取得	66百万円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資の必要資金は全額自己資金で賄いました。

また、当社においては、効率的な資金調達を行うため、主要取引銀行と総額15億円のコミットメントライン（特定融資枠契約）を締結しておりますが、この契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割、新設分割および他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

当社グループでは、2018年度から2020年度の3カ年で売上高140億円を目指す中期経営計画「Challenge to 2020」を策定し、達成に向けて、金融や流通などの業務に対する深い理解と、ネットワーク基盤の構築で磨き上げた高い技術力を武器に、お客様の経営改善・業務改革を実現するパッケージ型のソフトウェアを提供してまいりました。今後も、多岐にわたる事業運営において、経営資源を適切に配分し、継続的な成長を目指してまいります。

具体的には以下の重点課題にグループをあげて取り組むことで、長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

① 強い事業領域での競争力維持

金融機関や地方自治体向けの債権管理ソリューションをはじめとする当社が優位性を持っている分野において、営業、技術開発、カスタマーサポートの各事業が密接に連携したうえで、お客様のニーズを共有し、より質高く満足頂けるソリューションを継続的に提供することで競争力を維持し、既存顧客との関係を維持していくとともに新規案件の獲得に努めてまいります。

② 戦略商品の販売拡大

キャッシュレス決済の推進や消費データの共有・利活用の促進ニーズに対応した決済クラウド「i R I T S p a y」およびマルチ決済端末「i R I T S p a y決済ターミナル」や、自動化による業務効率化で、長時間労働を緩和し「働き方改革」に貢献するRPAなど、法改正を含む社会的なニーズに対応したソリューションを戦略商品として位置付け、これらを提供することで社会貢献を果たすと同時に事業の拡大を目指します。

③ 新市場の開拓

顧客との取引深耕を図り、提供ソリューションを拡大していくことでお客様ごとの販売量拡大と新規顧客の増加に努めます。また戦略テーマを絞ったM&Aなどにより、新しい成長機会の獲得を目指します。

④ 新技術の獲得・展開

研究開発体制をこれまで以上に強化し、IoTやブロックチェーン、ロボット、AIなど最先端の技術を基礎とした研究開発を促進し技術力を強化します。その技術力を基礎とした新たなソリューションを開発・提案することで当社グループの競争力を高め、さらなる収益性の向上に取り組んでまいります。

⑤ 人材の育成

人材が最重要資産であるという認識のもと、期待する社員の人物像を定めて研修制度の充実を図り、事業計画に連動した目標管理制度を徹底することで、グループ全体の人材の育成と組織の活性化を図ってまいります。

⑥ コーポレートガバナンス

持続的成長を実現するための企業体質の確立に向けて、透明で公正な経営体制の構築と迅速・果敢な意思決定への取り組みを通じて、業容の拡大に応じたコーポレートガバナンスの更なる充実に努めてまいります。

(8) 財産および損益の状況の推移

区 分	第57期 2016年3月期	第58期 2017年3月期	第59期 2018年3月期	第60期(当期) 2019年3月期
売上高(百万円)	12,154	11,111	11,831	12,554
経常利益(百万円)	1,588	1,331	1,605	1,709
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,013	906	1,124	1,148
1株当たり当期純利益(円)	35.57	31.89	39.77	41.75
総資産(百万円)	14,962	14,919	15,418	15,878
純資産(百万円)	11,750	12,088	12,213	12,367
1株当たり純資産(円)	403.74	425.91	441.60	449.42

(9) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社スナッピー・コミュニケーションズ	20,000千円	100.0%	ソフトウェアの開発・販売
株式会社グラス・ルーツ	10,000千円	45.0%	企業ブランディングおよび社内報等各種媒体の企画制作支援
株式会社アイ・シー・アール	100,000千円	100.0%	国民健康保険料の収納業務受託
株式会社シー・ヴィ・シー	100,000千円	100.0%	訪問調査サービス

③ 企業結合の経過と成果

連結子会社は、株式会社スナッピー・コミュニケーションズ、株式会社グラス・ルーツ、株式会社アイ・シー・アール、株式会社シー・ヴィ・シーの4社であり、持分法を適用した関連会社として株式会社アイセルの1社があります。

当連結会計年度の当社グループの企業集団の成果は「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(10) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループは、システムインテグレーターとして顧客の業態やニーズに応じたソフトウェアを開発し、システム機器や関連商品と併せて提供するほか、情報通信ネットワークの構築・運用管理や保守サービスに至るITソリューション・サービス事業を行うとともに株式会社アイ・シー・アールおよび株式会社シー・ヴィ・シーではBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）などの事業も行っております。

(11) 主要な事業所等 (2019年3月31日現在)

本社 東京都千代田区一番町21番地
事業所 所沢事業所（所沢市）、西日本事業所（大阪市）、
中部事業所（名古屋市）、福岡営業所（福岡市）、
株式会社スナッピー・コミュニケーションズ（東京都）、
株式会社グラス・ルーツ（東京都）、
株式会社アイ・シー・アール（愛知県）、
株式会社シー・ヴィ・シー（福岡県）

サービス・ステーション他 札幌、仙台、那覇、うるま、清須

(12) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

(当社グループ)

従業員数	前期末比増減
522名 (348名)	△15名 (△19名)

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は（ ）内に年間平均人数を外数で記載しております。なお、臨時従業員数はパートタイマーの人数であります。

(当社)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
434名 (174名)	△2名 (△6名)	42.4歳	11.5年

(注) 1. 従業員数は、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は（ ）内に年間平均人数を外数で記載しております。なお、臨時従業員数はパートタイマーの人数であります。

(13) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

(14) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、利益配分に関しましては、業績動向や財務状況を勘案しつつ、連結配当性向30%以上を目処に安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針とし、期末日を基準日として、年1回の配当を実施しております。

2019年5月8日の取締役会において、1株当たり20円の配当を行うことを決議いたしております。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社イーブの株式取得による子会社化について

当社は、2019年4月23日開催の取締役会において、株式会社イーブを完全子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結するとともに発行済株式のすべての取得を完了いたしました。

今回の株式取得により、顧客からのソフトウェア開発案件への対応に際してお互いの強みを発揮しつつ補完関係を築けるものと考えております。

《株式会社イーブの概要》

本店所在地：石川県能美市旭台2丁目5番1いしかわフロンティアラボ内

事業内容：ソフトウェア開発、Javaプログラマー育成、人材派遣

事業規模	：資本金	14,500千円
	従業員数	70名
	純資産	138,864千円※
	総資産	178,190千円※
	売上高	381,001千円※
	営業利益	32,100千円※
	経常利益	33,452千円※
	当期純利益	23,743千円※

※2018年7月期のものであり、当社の会計監査人の監査を受けた数値ではありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 110,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 29,430,000株(自己株式1,979,508株を含む)
- (3) 株主数 9,470名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,437,900株	5.24%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・ ブラザー工業株式会社退職給付信託口)	1,420,000	5.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,326,800	4.83
アイティフォー社員持株会	1,050,100	3.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	708,100	2.58
K I A F U N D 136	621,779	2.27
明治安田生命保険相互会社	551,400	2.01
株式会社横浜銀行	500,000	1.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	465,200	1.69
ブラザー工業株式会社	430,000	1.57

- (注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・ブラザー工業株式会社退職給付信託口)の所有株式は、ブラザー工業株式会社が所有していた当社株式を三井住友信託銀行株式会社に信託したものが、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託されたもので、議決権はブラザー工業株式会社に留保されております。
2. 当社は自己株式1,979,508株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

定 時 株 主 総 会 決 議 の 日	2017年6月21日
発 行 決 議 の 日	2017年9月13日
新 株 予 約 権 の 数	2,850個
保 有 人 数	当社取締役（監査等委員である者を除く）6名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	285,000株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に対して出資される財産の価額	1株当たり642円
新株予約権の行使期間	2019年9月16日から 2024年9月15日まで

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人、子会社役員および使用人に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	東 川 清	株式会社スナッピー・コミュニケーションズ 取締役 株式会社グラス・ルーツ 取締役 株式会社アイセル 社外取締役 株式会社アルファ新洋 社外取締役 株式会社アイ・シー・アール 取締役会長
代表取締役専務執行役員	佐 藤 恒 徳	事業本部長兼フィナンシャルシステム事業部長 株式会社シー・ヴィ・シー 取締役
取締役常務執行役員	坂 田 幸 司	公共システム事業部長兼技術開発本部管掌 株式会社アイ・シー・アール 取締役
取締役常務執行役員	小 玉 敏 明	流通・eコマースシステム事業部長
取締役執行役員	大 枝 博 隆	CTI・通信システム事業部長
取締役執行役員	中 山 かつお	管理本部長 株式会社スナッピー・コミュニケーションズ 取締役 株式会社アイ・シー・アール 監査役 株式会社シー・ヴィ・シー 監査役
取締役 (監査等委員)	原 晃 一	
社外取締役 (監査等委員)	佐 藤 誠	公認会計士 株式会社スナッピー・コミュニケーションズ 監査役 株式会社グラス・ルーツ 監査役
社外取締役 (監査等委員)	小 泉 大 輔	公認会計士 株式会社オーナーズブレイン 代表取締役

(注) 1. 2018年6月20日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって、取締役 崎田郁夫氏および今井重好氏は任期満了により退任いたしました。

2. 2019年4月1日付にて、次のとおり取締役の異動がありました。

氏 名	変 更 後	変 更 前
東 川 清	代表取締役会長	代表取締役社長
佐 藤 恒 徳	代表取締役社長執行役員 事業本部長	代表取締役専務執行役員 事業本部長 兼フィナンシャルシステム事業部長
坂 田 幸 司	取締役専務執行役員 公共システム事業部長 兼ソフトウェア第四事業部長	取締役常務執行役員 公共システム事業部長 兼技術開発本部管掌

3. 社外取締役 佐藤誠氏および小泉大輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 社外取締役 佐藤誠氏が兼職している株式会社スナッピー・コミュニケーションズおよび株式会社グラス・ルーツは当社連結子会社です。また、社外取締役 小泉大輔氏が兼職しているその他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
5. 当社は、社外取締役 佐藤誠氏および小泉大輔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である者を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、原晃一氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 取締役の報酬等の額

取締役（監査等委員を除く）	8名	193,051千円	（うち社外 1名 1千円）
取締役（監査等委員）	3名	20,400千円	（うち社外 2名 7,200千円）
計	11名	213,451千円	（うち社外 2名 7,200千円）

- (注) 1. 取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬限度額は2015年6月19日開催の定時株主総会において年額30,000万円以内と決議いただいております。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は2015年6月19日開催の定時株主総会において年額3,500万円以内と決議いただいております。
3. 上記報酬等の額には、2017年9月13日開催の取締役会の決議により、ストック・オプションとして取締役（監査等委員である者を除く。）8名に付与した新株予約権5,167千円（報酬としての額）を含んでおります。

(3) 社外取締役にに関する事項

地 位	氏 名	出 席 状 況	発 言 状 況
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	佐 藤 誠	取締役会 23回／24回 監査等委員会 15回／16回	主に公認会計士としての専門的な見地からの発言を行っております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 泉 大 輔	取締役会 24回／24回 監査等委員会 16回／16回	主に公認会計士としての専門的な見地からの発言を行っております。

(4) 非業務執行取締役の責任限定契約に関する事項

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が期待される役割を十分に発揮することができるよう、定款において、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定めており、現在当社の非業務執行取締役の全員と当該責任限定契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

会計監査人の報酬等の額(注)	29,500千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画の監査日数、人員配置および監査内容等、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等、会計監査人の変更が必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とする事を求めます。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）構築の基本方針について次のとおり決議しております。

(1) 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社グループのコンプライアンスの全体を統括する組織として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。
- ② コンプライアンス・リスク管理委員会は当社および子会社の取締役・使用人の法令・定款等の遵守を徹底するため、コンプライアンスに係る定期的な社内教育を実施するとともに、コンプライアンスの実施状況を管理・監督し、これらの活動が適宜取締役会および監査等委員会に報告される体制を構築する。
- ③ コンプライアンスの推進については、コンプライアンスに関する規程に基づき、当社および各子会社の取締役・使用人がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制ならびに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報については、文書管理規程の定めに従い、閲覧可能な状態で適切に保存および管理する。また、子会社についても、関係会社管理規程および職務権限規程により、当社取締役会または業務執行委員会に承認を得るべき事項、報告すべき事項を定める。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理全体を統括する組織として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、当社および子会社の有事においては社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとする。
- ② 平時においては、情報セキュリティ面、環境面、労働衛生面、製品安全面、品質面等で有するリスクを分析し、リスク管理に関する規程に基づき、そのリスクの軽減に取り組む。
- ③ 「コンプライアンス・リスク管理委員会」の下部組織として、「セキュリティ委員会」、「オフィス効率化・環境整備委員会」、「品質管理委員会」を設け、各委員会が専門的な立場から、業務運営上のリスクを分析し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」に報告するとともに、社内での研修等を随時実施しリスク管理の浸透を図る。

(4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社および子会社の経営等に関する重要事項については、法令および定款の定めに従い、原則毎月1回および必要に応じて適宜取締役会を開催し、必要かつ適正な協議または審議を行い決定するとともに、取締役の職務の執行の監督等を行う。
- ② 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、全取締役および全執行役員が出席する業務執行委員会を毎月適宜開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項にかかわる意思決定を機動的に行う。
- ③ 取締役（監査等委員である者を除く。）は、その指揮の下、職務分掌規程、職務権限規程に基づき、責任と権限が明確な組織体系を構築し、重要な課題に迅速かつ柔軟に対応する。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、各子会社にコンプライアンス担当者を置くとともに、「コンプライアンス・リスク管理委員会」が当社グループ全体のコンプライアンスの実施を管理・監督する。
- ② 子会社については、関係会社管理規程に従い、管理、指導および監査を実施するとともに、経営状態を把握するために定期的な報告と協議を行う。
- ③ 当社の取締役（監査等委員である者を除く。）が、子会社の取締役を兼務し、各子会社の経営会議において必要に応じて重要な課題や新たに認識されたリスク等への対処について報告する機会を確保する等、グループ全体の経営効率の向上やリスク管理体制の充実を図る。

(6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会が必要とした場合は、その職務を補助する使用人を配置するものとし、その配置にあたっては監査等委員会の意見を参考にする。
- ② 監査等委員会の職務を補助すべきものとして配置された使用人の人事（異動、評価、懲戒等）については、監査等委員会と人事部が事前に協議を行う。
- ③ 監査等委員の職務を補助すべきものとして配置された使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

(7) 監査等委員会への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および子会社の取締役・使用人は、監査等委員会の求めがあった時は、監査等委員会に出席し該当事項について説明する。また、当社および子会社の取締役・使用人は、法令で定められた事項のほか、当社および子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見し、または報告を受けた場合には、遅滞なく監査等委員に報告する。

当社および各子会社は、監査等委員に報告した者に対し、当該報告を理由とする不当な扱いを受けないよう規定するとともに、運用の徹底を図る。

(8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、職務の執行について生ずる費用の前払または償還、負担した債務の債権者に対する弁済等を当社に求めることができる。取締役（監査等委員である者を除く。）は当該費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なか否かにつき疑義が生じた場合を除き、遅滞なくこれを処理し、十分な監査が妨げられることがないように取り計らう。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、監査に必要な情報を把握するため、関連する会議へ出席することができ、資料等の閲覧も自由に行うことができる。また会計監査人、顧問弁護士、各子会社の監査役と情報交換に努め、連携して当社および子会社の監査の実効性を確保するものとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記6. に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

主な会議の開催状況は、取締役会は24回、監査等委員会は16回、業務執行委員会は22回開催いたしました。

各取締役は、取締役会において各議案の審議や報告を通じて取締役の職務執行を監督するとともに執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮監督下、各自の権限と責任の範囲で職務を執行し、業務執行委員会に適宜報告を行っております。

監査等委員である取締役は取締役会および業務執行委員会に出席して会社の状況を把握するとともに内部監査室・会計監査人と連携し、取締役および使用人の職務の執行状況を監査しております。

子会社については、重要な事項については当社取締役会で審議し、適正な業務運営に努めるとともに、当社業務執行委員会に月次での業績報告を行うことで管理の実効性を確保しております。

また、コンプライアンス規程に基づくコンプライアンス・リスク管理委員会を3回開催し、法令・社内規程の遵守状況を審議し、必要に応じてコンプライアンス態勢の見直しを行っております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

I 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、長期に亘り安定して培ってきた信頼や技術力を含む当社の企業価値ひいては株主共同の利益の継続的かつ持続的な確保と向上に資する者が望ましいと考えております。

もっとも、当社の株主の在り方については、資本市場での当社株式の自由な取引を通じて決まるものであり、また会社を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思に基づき判断されるべきであることから、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

当社は、株式の大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、株式の大量買付の中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものなど、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。こうした不適切な大量買付行為を未然に防止するため、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

II 不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、2006年6月23日開催の第47回定時株主総会におきまして、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために、当社株式の大規模買付行為への対応策（以下「旧プラン」といいます。旧プランは、当社ウェブサイト（アドレス：<https://www.itfor.co.jp/ir/ir-governance.html>）に掲載しております。）の導入を決議し、2007年以降、定時株主総会において旧プランに賛同する取締役全員の選任決議を通じて、株主の皆様にご承認をいただいております。また、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当該買付行為が長期的視点から当社の企業価値を毀損するものであるかどうかの検討は、中立的な第三者委員会に依頼するものとしております。

旧プランの有効期限は、本総会終了後に開催される取締役会の終了時までとされていることから、当社は、その後の買収防衛策をめぐる議論の動向を踏まえ、2019年5月14日開催の当社取締役会において、株主の皆様をより直接に反映させるべく、当社株式の大規模買付行為に関する対応策の内容を改定して導入したうえで（以下、改定後の対応策を「本

プラン」といいます。)、本プランに記載した条件に従い新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただく議案を、本総会に上程することを決定いたしました。なお、本プランの導入は、本総会において後記の株主総会参考書類記載の第1号議案および第4号議案が株主の皆様承認可決されることを条件とします。

Ⅲ 上記取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、これらの取り組みが基本方針に沿うものであり、企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

本プランにおいては、大規模買付行為があった際には、当社取締役会が第三者委員会の開催を要請し、対抗措置について同委員会の勧告を最大限に尊重してその発動の是非を判断することとしていること、また対抗措置は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されていることから、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みは確保されており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	12,299,880	流 動 負 債	3,244,448
現金及び預金	2,728,388	買掛金	1,437,103
受取手形及び売掛金	3,346,305	未払法人税等	311,906
有価証券	5,499,928	賞与引当金	424,453
たな卸資産	598,087	前受金	547,120
その他	127,323	その他	523,864
貸倒引当金	△152	固 定 負 債	266,553
固 定 資 産	3,578,167	役員退職慰労引当金	24,586
有 形 固 定 資 産	566,844	退職給付に係る負債	206,181
建物	263,902	長期未払金	35,786
機械装置及び運搬具	0	負 債 合 計	3,511,002
土地	149,565	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	17,836	株 主 資 本	11,857,771
その他	135,540	資本金	1,124,669
無 形 固 定 資 産	456,151	資本剰余金	1,337,635
のれん	156,188	利益剰余金	10,714,995
その他	299,963	自己株式	△1,319,528
投資その他の資産	2,555,171	その他の包括利益累計額	473,528
投資有価証券	1,849,820	その他有価証券評価差額金	479,885
繰延税金資産	124,870	繰延ヘッジ損益	108
その他	580,479	退職給付に係る調整累計額	△6,464
		新株予約権	24,093
		非支配株主持分	11,652
		純 資 産 合 計	12,367,045
資 産 合 計	15,878,048	負債及び純資産合計	15,878,048

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自2018年4月1日)
(至2019年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		12,554,866
売上原価		7,902,209
売上総利益		4,652,656
販売費及び一般管理費		3,014,931
営業利益		1,637,725
営業外収益		
受取利息	3,981	
受取配当金	54,489	
持分法による投資利益	7,497	
その他の	18,307	84,275
営業外費用		
支払手数料	6,623	
その他の	6,046	12,669
経常利益		1,709,331
税金等調整前当期純利益		1,709,331
法人税、住民税及び事業税	561,468	
法人税等調整額	△3,039	558,428
当期純利益		1,150,902
非支配株主に帰属する当期純利益		2,585
親会社株主に帰属する当期純利益		1,148,317

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自2018年4月1日)
(至2019年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,124,669	1,337,635	10,091,411	△1,143,585	11,410,130
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△524,733		△524,733
親会社株主に帰属する当期純利益			1,148,317		1,148,317
自 己 株 式 の 取 得				△170,046	△170,046
持分法適用会社に対する 持分変動に伴う自己株式の増減				△5,896	△5,896
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	623,583	△175,942	447,641
当 期 末 残 高	1,124,669	1,337,635	10,714,995	△1,319,528	11,857,771

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	794,256	△375	△8,213	785,667	9,112	9,066	12,213,977
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△524,733
親会社株主に帰属する当期純利益							1,148,317
自 己 株 式 の 取 得							△170,046
持分法適用会社に対する 持分変動に伴う自己株式 の増減							△5,896
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△314,370	483	1,748	△312,138	14,980	2,585	△294,572
連結会計年度中の変動額合計	△314,370	483	1,748	△312,138	14,980	2,585	153,068
当 期 末 残 高	479,885	108	△6,464	473,528	24,093	11,652	12,367,045

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,608,608	流動負債	3,127,314
現金及び預金	2,208,408	買掛金	1,423,277
受取手形	92,199	未払金	234,471
売掛金	3,100,216	未払費用	109,939
リース投資資産	13,485	未払法人税等	307,730
有価証券	5,499,928	未払消費税等	73,414
商仕掛品	97,452	前受金	547,111
貯蔵品	471,046	預り金	22,348
前払費用	25,914	賞与引当金	409,000
その他の費用	92,358	その他	20
	7,598	固定負債	247,824
固定資産	4,021,592	退職給付引当金	196,694
有形固定資産	535,482	関係会社事業損失引当金	15,343
建物	255,066	長期未払金	35,786
機械及び装置	0		
工具、器具及び備品	113,013	負債合計	3,375,138
土地	149,565	(純資産の部)	
建設仮勘定	17,836	株主資本	11,750,852
無形固定資産	278,595	資本金	1,124,669
商標権	9	資本剰余金	1,313,149
ソフトウェア	224,492	資本準備金	1,221,189
ソフトウェア仮勘定	46,513	その他資本剰余金	91,960
その他	7,579	利益剰余金	10,626,666
投資その他の資産	3,207,514	利益準備金	94,356
投資有価証券	1,800,601	その他利益剰余金	10,532,310
関係会社株式	725,194	別途積立金	5,512,500
関係会社長期貸付金	64,000	繰越利益剰余金	5,019,810
長期前払費用	20,523	自己株式	△1,313,631
長期性預金	51,000	評価・換算差額等	480,116
繰延税金資産	111,027	その他有価証券評価差額金	480,008
敷金及び保証金	279,658	繰延ヘッジ損益	108
保険積立金	147,383	新株予約権	24,093
その他	27,194		
貸倒引当金	△19,068	純資産合計	12,255,062
資産合計	15,630,200	負債及び純資産合計	15,630,200

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自2018年4月1日)
(至2019年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	11,629,666
売上原価	7,413,090
売上総利益	4,216,575
販売費及び一般管理費	2,615,442
営業利益	1,601,132
営業外収益	
受取利息	1,108
有価証券利息	3,900
受取配当金	54,473
その他の	16,178
合計	75,660
営業外費用	
支払手数料	6,623
固定資産除却損	156
為替差損	255
その他の	4,807
合計	11,842
経常利益	1,664,950
税引前当期純利益	1,664,950
法人税、住民税及び事業税	532,500
法人税等調整額	△12,764
当期純利益	1,145,214

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自2018年4月1日)
(至2019年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合 計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	1,124,669	1,221,189	91,960	1,313,149	94,356	5,512,500	4,399,329	10,006,185
当事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当							△524,733	△524,733
当 期 純 利 益							1,145,214	1,145,214
自 己 株 式 の 取 得								
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	620,481	620,481
当 期 末 残 高	1,124,669	1,221,189	91,960	1,313,149	94,356	5,512,500	5,019,810	10,626,666

	株主資本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	△1,143,585	11,300,417	794,174	△375	793,798	9,112	12,103,329
当事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当		△524,733					△524,733
当 期 純 利 益		1,145,214					1,145,214
自 己 株 式 の 取 得	△170,046	△170,046					△170,046
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△314,166	483	△313,682	14,980	△298,701
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△170,046	450,434	△314,166	483	△313,682	14,980	151,732
当 期 末 残 高	△1,313,631	11,750,852	480,008	108	480,116	24,093	12,255,062

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月22日

株式会社アイティフォー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹野俊成 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松浦俊行 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイティフォーの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイティフォー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月22日

株式会社アイティフォー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹 野 俊 成 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 浦 俊 行 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイティフォーの2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月23日

株式会社アイティフォー 監査等委員会
常勤監査等委員 原 晃 一 ㊟
監 査 等 委 員 佐 藤 誠 ㊟
監 査 等 委 員 小 泉 大 輔 ㊟

(注) 監査等委員佐藤誠氏及び小泉大輔氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 提案の理由

当社は、株主利益と企業価値を守るために、2006年6月23日開催の当社第47回定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策・停止条件付一部取得条項付新株予約権無償割当て）」（本議案において、以下「旧プラン」といいます。）を決議し、導入しております。旧プランは、2018年6月20日開催の第59回定時株主総会において旧プランに賛同する取締役全員の選任決議を通じて株主の皆様にもご承認をいただいておりますが、当社は、その後の買収防衛策をめぐる議論の動向を踏まえ、買収防衛策の導入等に当たっては、株主総会の決議により株主の皆様の意思をより直接的に反映させることが望ましいと考え、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の内容を改定（本議案において、以下、改定後の対応策を「本プラン」といいます。）して導入したうえで、本プランに記載した条件に従い新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただく後記の第4号議案を、本総会に上程することを決定いたしました。そこで本総会において後記の第4号議案を決議いただく前提として、以下の定款変更をお願いするものであります。

- ①変更案第17条第1項は、株主総会において、買収防衛策の導入、変更、継続および廃止を決定できるように根拠規定として新設するものであります。
- ②変更案第17条第2項は、会社法第278条第3項但書に基づき、買収防衛策の一環として、新株予約権無償割当てに関する事項を決定する権限の所在について定めるものであります。会社法においては、取締役会設置会社では取締役会決議のみをもって、新株予約権の無償割当てをすることができるとされています（会社法第278条第3項本文）。しかしながら、当社取締役会は、買収防衛策の一環として、新株予約権無償割当てを行うに際しては、株主の皆様の意思を尊重する観点から、株主総会の決議または株主総会による委任に基づく取締役会の決議によることも可能とすることが望ましいと考え、根拠規定として新設するものであります。
- ③変更案第17条第3項は、買収防衛策の一環として、新株予約権無償割当てが行われる場合には、新株予約権の内容として、買収防衛策に定める一定の者はその新株予約権の行使または当社による取得に当たり、他の新株予約権者とは異なる取扱いを受ける旨の事項を定めることがあることから、その旨を明確にするものであります。
- ④上記の変更に伴い、必要な条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。


(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第16条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>(決議事項等)</p> <p><u>第17条 当社は、株主総会において、法令に規定する事項および本定款に定める事項のほか、買取防衛策の導入、変更、継続および廃止に関する決議を行うことができる。なお、本条において「買取防衛策」とは、資金調達などの事業目的を主要な目的とはせず、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、新株または新株予約権の発行または割当てを行うこと等により当社に対する買取の実現を困難にする方策をいう。</u></p> <p>2. <u>当社は、買取防衛策の一環として、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。</u></p> <p>3. <u>当社は、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、以下の事項を定めることができる。</u></p> <p><u>(1)買取防衛策において定める一定の者(以下「非適格者」という。)は当該新株予約権を行使することができないこと</u></p> <p><u>(2)当社が新株予約権を取得する際に、これと引換えに交付する対価の有無および内容について、非適格者と非適格者以外の者とは別異に取扱うことができること</u></p>
<p>第17条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第18条～第40条</p> <p>(現行定款第17条～第39条どおり)</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件


現在の取締役6名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である者を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div>  <p>ひがし かわ きよし 東川 清 (1950年11月26日)</p>	<p>1973年7月 当社入社 1998年6月 当社取締役ソリューションシステム事業部長 2003年6月 当社取締役常務執行役員ソリューションシステム事業部長 2005年6月 当社取締役専務執行役員営業本部長 2006年4月 当社取締役専務執行役員事業本部長 2008年7月 当社代表取締役副社長事業本部長 2009年6月 当社代表取締役社長 2019年4月 当社代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社スナッピー・コミュニケーションズ 取締役 株式会社グラス・ルート 取締役 株式会社アイセル 社外取締役 株式会社アルファ新洋 社外取締役 株式会社アイ・シー・アール 取締役会長</p>	358,300株
		<p>取締役候補者とした理由 2009年に代表取締役社長に就任後、強いリーダーシップの下、積極的にM&Aを実施することで、自治体向けBPOビジネスの事業拡大および高品質ソフトウェアを提供するための基盤作りをしてまいりました。本年4月より当社代表取締役会長に就任し、経営全般における経験や見識は更なる経営体制の強化へ資するものとし、引き続き取締役に適任と判断いたしました。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	<div data-bbox="288 399 429 439" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">再任</div>  <p data-bbox="254 616 465 692">さとう つねのり 佐藤 恒徳 (1964年12月14日)</p>	<p>1998年3月 当社入社 2008年6月 当社執行役員ソリューションシステム事業部副事業部長 2009年10月 当社執行役員ソリューションシステム事業部長 2011年6月 当社取締役執行役員ソリューションシステム事業部長 2013年4月 当社取締役執行役員フィナンシャルシステム第一事業部長 2016年6月 当社取締役常務執行役員フィナンシャルシステム事業本部長 2017年5月 当社取締役常務執行役員フィナンシャルシステム事業部長 2017年6月 当社代表取締役常務執行役員フィナンシャルシステム事業部長 2018年4月 当社代表取締役常務執行役員事業本部長兼フィナンシャルシステム事業部長 2018年6月 当社代表取締役専務執行役員事業本部長兼フィナンシャルシステム事業部長 2019年4月 当社代表取締役社長執行役員事業本部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社シー・ヴィ・シー 取締役</p> <p>取締役候補者とした理由 当社事業の中核である金融機関向けシステム事業での、地方銀行をはじめとする金融機関へ向けたシステム開発と販売に大きく貢献してまいりました。本年4月より当社代表取締役社長に就任し、その豊富な実績と経験を活かし、経営の重要な意思決定および業務執行に対する監督機能の適切な遂行を期待し、引き続き取締役として適任と判断いたしました。</p>	40,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div>  <p style="text-align: center;">さか た こう じ 坂 田 幸 司 (1966年1月26日)</p>	<p>1987年4月 当社入社 2008年6月 当社執行役員ソフトウェア第一事業部長 2008年10月 当社執行役員ソフトウェア開発本部長 2013年6月 当社取締役執行役員テクニカルサポート事業部長 2014年6月 当社取締役常務執行役員技術開発本部長兼テクニカルサポート事業部長 2015年10月 当社取締役常務執行役員技術開発本部長 2018年8月 当社取締役常務執行役員公共システム事業部長兼技術開発本部管掌 2019年4月 当社取締役専務執行役員公共システム事業部長兼ソフトウェア第四事業部長（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社アイ・シー・アール 取締役</p> <p>取締役候補者とした理由 これまで取締役常務執行役員として、パッケージソフトの品質改善やカスタマーサポート事業の顧客満足度向上に貢献してきた実績と、自らのシステムエンジニアとしての経験を活かしてソフトウェア開発のプロジェクト全般を統括してきた実績を踏まえ、引き続き取締役に適任と判断いたしました。</p>	117,000株
4	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div>  <p style="text-align: center;">こ だま とし あき 小 玉 敏 明 (1952年3月14日)</p>	<p>1974年4月 株式会社丸井 入社 2004年3月 株式会社エムアンドシーシステム 取締役営業本部長 2007年4月 株式会社エポスカード 取締役 2009年10月 当社入社 流通・eコマースシステム事業部副事業部長 2010年4月 当社執行役員流通・eコマースシステム事業部長 2012年6月 当社取締役執行役員流通・eコマースシステム事業部長 2016年6月 当社取締役常務執行役員流通・eコマースシステム事業部長（現任）</p> <p>取締役候補者とした理由 株式会社丸井の子会社である株式会社エムアンドシーシステムや株式会社エポスカードの役員を歴任して培った流通業の専門知識を活かし、当社の流通やeコマースの事業拡大とオムニチャネル化の推進に貢献しており、その豊富な経験や見識は更なる事業の拡大へ資するものとし、引き続き取締役に適任と判断いたしました。</p>	18,200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当、 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式数
5	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div>  <p>おお えだ ひろ たか 大 枝 博 隆 (1957年7月23日)</p>	<p>1981年4月 当社入社 2004年6月 当社執行役員西日本事業所長 2005年4月 当社執行役員ソリューションシステム事業部長 2006年6月 当社取締役執行役員ソリューションシステム事業部長 2007年6月 当社取締役常務執行役員ソリューションシステム事業部長 2009年10月 当社取締役常務執行役員事業本部長 2015年4月 当社取締役常務執行役員フィナンシャルシステム第二事業部長 2016年6月 当社取締役執行役員フィナンシャルシステム事業本部第二事業部長 2017年5月 当社取締役執行役員CTI・基盤システム事業部長 2018年12月 当社取締役執行役員CTI・通信システム事業部長 (現任)</p> <p>取締役候補者とした理由 これまで中核事業である金融機関向けシステム事業でのサービサーやノンバンク向けシステムの開発および事業の拡大に大きな貢献を果たしてきた実績と、事業全体の統括やRPAの拡販にまい進してきた経験と見識は更なる事業の拡大に資するものとし、引き続き取締役に適任と判断いたしました。</p>	168,700株
6	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div>  <p>なか やま か つ お 中 山 か つ お (1965年5月9日)</p>	<p>1991年10月 太田昭和監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入社 2003年6月 当社社外監査役 2010年6月 当社取締役執行役員管理本部長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社スナッピー・コミュニケーションズ 取締役 株式会社アイ・シー・アール 監査役 株式会社シー・ヴィ・シー 監査役</p> <p>取締役候補者とした理由 公認会計士として当社社外監査役を務めた経験を活かし、これまで当社の管理本部長として総務、人事、経理、法務知財部門を統括してきた実績、自治体向けBPOビジネスの拡大とリスクに備えた体制を整備した豊富な経験と見識、これらを有している事を踏まえ、引き続き取締役に適任と判断いたしました。</p>	56,900株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社の監査等委員会は、取締役候補者の知識、経験、能力および業績向上への貢献等から取締役に選任することが適切であると判断いたしました。


第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役3名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">再任</div>  <p>はら こういち 原 晃 一 (1951年8月21日)</p>	<p>1974年4月 当社入社 2004年6月 当社執行役員管理本部副本部長 2006年8月 当社執行役員ソフトウェア第二事業部長 2008年4月 当社執行役員管理本部副本部長 2012年4月 当社内部監査室長 2014年6月 当社監査役 2015年6月 当社取締役 監査等委員 (現任)</p> <p>取締役候補者とした理由 当社の業務全般を熟知しており、これまで常勤監査等委員である取締役として適切に監査・監督を行うとともに重要な経営判断の場において積極的に意見、提言を行い、当社の経営ガバナンスの向上に貢献してきた実績を踏まえ、引き続き、監査等委員である取締役として適任と判断いたしました。</p>	61,100株
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">再任</div>  <p>さ とう まこと 佐 藤 誠 (1964年7月4日)</p>	<p>1987年4月 安田信託銀行株式会社 (現 みずほ信託銀行株式会社) 入社 1996年1月 経営コンサルタント業開業 2000年10月 監査法人太田昭和センチュリー (現 EY新日本有限責任監査法人) 入社 2005年4月 公認会計士登録 2005年4月 佐藤誠公認会計士事務所開設 (現任) 2006年2月 税理士登録 2006年2月 佐藤誠税理士事務所開設 (現任) 2007年8月 あすなる監査法人代表社員 (現任) 2010年6月 当社監査役 2015年6月 当社社外取締役 監査等委員 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社スナッピー・コミュニケーションズ 監査役 株式会社グラス・ルーツ 監査役</p> <p>社外取締役候補者とした理由 公認会計士、税理士、経営コンサルタントとしての豊富な経験と高い見識を有しており、これまで監査等委員である取締役として、その専門的見地から当社の経営執行の監査を行うとともに、当社の重要な経営判断の場において適切な助言および提言を行ってきた実績を踏まえ、引き続き、監査等委員である社外取締役として適任と判断いたしました。</p>	12,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	<div data-bbox="288 338 429 379" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">再任</div>  <p data-bbox="258 556 459 632">こいずみ だい すけ 小泉 大輔 (1970年9月5日)</p>	<p data-bbox="492 190 1179 243">1995年10月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入社</p> <p data-bbox="492 247 817 273">1999年 4月 公認会計士登録</p> <p data-bbox="492 278 1179 334">2002年 1月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入社</p> <p data-bbox="492 338 1179 394">2003年 1月 株式会社K I Aプロフェッショナル（現株式会社オーナーズブレイン）取締役</p> <p data-bbox="492 399 1179 455">2003年 7月 株式会社K I Aプロフェッショナル（現株式会社オーナーズブレイン）代表取締役（現任）</p> <p data-bbox="492 459 768 485">2004年 9月 税理士登録</p> <p data-bbox="492 489 768 515">2010年 6月 当社監査役</p> <p data-bbox="492 520 1040 573">2015年 6月 当社社外取締役 監査等委員（現任） (重要な兼職の状況)</p> <p data-bbox="492 577 949 603">株式会社オーナーズブレイン 代表取締役</p> <p data-bbox="492 607 802 636">社外取締役候補者とした理由</p> <p data-bbox="492 641 1353 784">経営者としての豊富な経験と公認会計士、税理士としての高い見識を有しており、これまで監査等委員である取締役として、その専門的見地から当社の経営執行の監査を行うとともに、当社の重要な経営判断の場において適切な助言および提言を行ってきた実績を踏まえ、引き続き、監査等委員である社外取締役として適任と判断いたしました。</p>	7,200株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 佐藤誠氏および小泉大輔氏は現に当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は本總會終結の時をもって4年であります。
3. 佐藤誠氏および小泉大輔氏は公認会計士、税理士として専門的な知識を有しており、その職務経験を通じ会社経営についての理解も深く、当社監査役経験者として当社事業を熟知していることから当社取締役会における監督業務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 当社は、佐藤誠氏および小泉大輔氏を東京証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出ております。
5. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定めており、現在当社の非業務執行取締役の全員と当該責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、候補者が再任された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。

第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）改定の件

本議案は、前記の第1号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、第1号議案による変更後の当社定款第17条第1項の定めに基づき、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の内容を改定して導入するとともに（本議案において、以下、改定前の当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策・停止条件付一部取得条項付新株予約権無償割当て）を「旧プラン」といい、改定後の当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を「本プラン」といいます。）、第1号議案による変更後の当社定款第17条第2項および第3項の定めに基づき、本プランに記載した条件に従い新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただくことにつき、ご承認をお願いするものであります。

旧プランは、2018年6月20日開催の第59回定時株主総会において旧プランに賛同する取締役全員の選任決議を通じて株主の皆様にもご承認をいただいておりますが、本総会終結後に開催される取締役会の終了時に有効期間の満了により失効する予定です。

また、社外取締役2名を含む当社の取締役全員が本プランの導入に賛成しております。なお、当社は、本プランの導入について、旧プランにかかる第三者委員会の委員全員からの承認を得ております。

旧プランから本プランへの主な変更点は、以下のとおりです。

- ① 旧プランについては、旧プランに賛同する取締役全員の選任決議を通じて株主の皆様にご承認をいただいておりますが、本プランについては、本総会において、定款変更を行って本プランの導入を株主総会決議事項とした上で、本プランの導入自体を決議していただくことにより、株主の皆様にも本プランの導入のご承認をお願いすることといたしました。
- ② 旧プランにおいては、対抗措置の発動の手段として、当社取締役会が第三者委員会の判断を最大限に尊重してその発動の是非を判断することとしておりましたが、本プランでは、その手段に加えて、（1）第三者委員会が対抗措置の実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、または（2）当社取締役会が、一定の状況の下で、株主総会に諮ることが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、対抗措置の実施に関する議案を株主総会に上程するものといたしました。

1. 当社における企業価値・株主共同の利益の向上の取組みについて

当社の属するシステムインテグレーター業界においては、大資本型企業ではなく、少資産・高技術力により他社との差別化を図る特徴があります。当社は、ネットワーク技術をシステムインフラとして、ソフト・ハードの優秀な技術者を擁し常に最先端の技術力をお客様に提供し、これまで40年超にわたり着実に企業価値を高めてきました。

また、当社は独立系企業として、特定のベンダーに偏ることなく、お客様にとって最適な情報機器類の組み合わせとシステム提案をしております。当社が提供するシステムには当社独自のノウハウに加え、お客様の重要なデータやノウハウが数多く含まれております。当社は、お客様からは当社が導入したシステムの安定稼働やバージョンアップ、保守、メンテナンス等を長期

安定的に提供することを求められており、お客様との長期的な信頼関係を構築、継続することが当社の企業価値向上にとって極めて重要であります。

これまでも優秀な人材の採用により技術力を高めるとともに、2004年3月期には無借金化を達成、財務体質を強化し、お客様から安心してお取引いただけるよう企業体力の強化に努めてまいりました。

信用力の強化の面では、2000年2月にジャスダック証券取引所へ株式上場、2005年4月に東京証券取引所第二部、2006年3月同一部へ上場するほか、2005年12月にはベンチャー企業2社を子会社化、2008年7月には中堅のソフトウェア開発企業1社を関連会社化、2014年7月には公共分野でのBPOなどに強みを持つ企業グループ2社を子会社化、さらに2019年4月に技術力の高いソフトウェア開発企業1社を子会社化し、ITFORグループとしての企業価値、ひいては株式価値を高め、株主共同の利益を確保、向上するように努めております。

2. 本プラン導入の目的

以上のとおり、当社は、企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために邁進する所存であります。当社はシステムインテグレーターとして、セキュアなシステムを希望するお客様から長期的かつ安定した信頼を得てシステムの納入を行ってきており、またこのような開発・販売を支えるのは、優秀な技術者である社員であります。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えており、また、当社株式について大量の買付がなされた場合、それが当社の企業価値・株主共同の利益を向上させる行為であれば、これを否定するものではありません。しかしながら、大量の買付行為の中には、その目的等からして企業価値・株主共同の利益に明白な侵害を与えるものや株主の皆様へ売却を事実上強要するもの、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、株主の皆様へ十分な検討を行うに足りる時間や情報を提供しないもの、当社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このような当社に対する濫用的な買収によって当社の企業価値が毀損されることがあれば、当社の強みである優秀な技術者の流出が懸念されるのみならず、当社のシステムを採用していただいているお客様からの信頼を失い、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益が大きく損なわれるおそれがあります。

こうした事情に鑑み、濫用的な買収者が現れた場合、上述したような不適切な大量買付行為を未然に防止するため、株主の皆様が判断するための必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉すること等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠と判断いたしました。

なお、2019年3月31日現在における当社の大株主の状況は、13ページ「事業報告 2. 会社の株式に関する事項 (4) 大株主」のとおりです。当社は、現時点において、特定の第三者から

当社株式に対する買付を行う旨の通告や提案を受けておりません。

3. 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買取者に事前の情報提供を求めるなど、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買取者は、本プランにかかる手続に従い、当社取締役会または当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付けを行うことができるものとされています。

買取者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買取者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買取者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買取者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買取者の有する当社の議決権割合は、最大3分の1まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排除するため、中立的な第三者委員会を設置し、その客観的な判断を得るものとしつつ、取締役会においても慎重な判断を行うものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の発動要件を満たす場合には株主総会を開催し、新株予約権の無償割当てその他法令および当社定款において認められる対抗措置の実施に関する株主の皆様の意思を確認することといたします。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

4. 本プランの内容

(1) 本プランの発動にかかる手続

本プランの発動にかかる手続につきましては、以下の説明に加え、(別紙1)の「本プランの概要図」をご参照ください。

① 対象となる買付等

本プランは、以下に該当する当社株券等の買付けその他の取得もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案(以下「買付等」といいます。)がなされる場合を対象とします。

当社の株券等の保有者、公開買付者または当該保有者かつ公開買付者である者であって、

- (a) 当該保有者が保有する当社の株券等および当該保有者の共同保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計

- (b) 当該公開買付者が保有しもしくは保有することとなる当社の株券等および当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計
 - (c) 当該保有者かつ公開買付者である者が保有しもしくは保有することとなる当社の株券等および当該保有者かつ公開買付者である者の共同保有者ならびに当該保有者かつ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計
- のいずれかが、20%以上となる者による買付等

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに従うものとし、本プランに従い当社取締役会または当社株主総会が新株予約権の無償割当てその他法令および当社定款において認められる対抗措置の不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

② 買付者等に対する情報提供の要求

上記①に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付の実行に先立ち、当社に対して、以下の各号に定める、買付者等の買付内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）を含む買付提案を記載した書面（以下「買付提案書」といいます。）を提出していただきます。なお、買付提案書における使用言語は日本語に限ります。

当社取締役会は、買付提案書を受領した場合、速やかにこれを第三者委員会（当社取締役会の決議に基づいて設置されます。委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、（別紙2）「第三者委員会細則の概要」、本プラン導入当初の第三者委員会の委員の略歴等については、（別紙3）「第三者委員会の委員」に記載のとおりです。）に送付します。

第三者委員会は、当該買付提案書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自らまたは当社取締役会を通して本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提出していただきます。

- i 買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含む。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含む。）
- ii 買付の目的、方法および内容（買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性等を含む。）
- iii 買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含む。）
- iv 買付資金の裏付け（買付資金の提供者（実質提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
- v 買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策、買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- vi その他第三者委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、第三者委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付を開始したものと認められる場合には、引き続き買付提案書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記④(ア)に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権無償割当ての実施を勧告します。

③ 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

第三者委員会は、買付者等から提出された買付提案書ならびに第三者委員会が追加提出を求めた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、第三者委員会が定める期間内に買付者等の買付内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他第三者委員会が適宜必要と認める情報・資料を提示するよう要求することができます（ただし、最終回答期限は必要かつ十分な情報が提供・資料が提出されない場合においても、買付提案書を受領した日から起算して60日を超えないものとします。）。

第三者委員会は、買付者等から最初に情報・資料を受領した後、原則として対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社株式の買付の場合は60日以内、またはその他の方法による買付提案の場合には90日以内（以下「第三者委員会検討期間」といいます。）で、買付者等の買付内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。

また、第三者委員会は、必要があれば当社代表取締役等を通じて、当該買付者等と交渉することなどにより、当該買収提案が当社の利益のために改善されるよう努め、中立・公平な観点から慎重に検討を行います。

第三者委員会の判断が、企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、第三者委員会は、当社の費用で独立した第三者（投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ることもができるものとします。

④ 第三者委員会の勧告

第三者委員会は、上記の手続を踏まえて、以下のとおり当社取締役会に勧告等を行うものとします。

(ア) 本プランの発動を勧告する場合

第三者委員会は、買付等が下記（2）本対抗措置実施の要件において定められる発動事由（以下「発動事由」といいます。）に該当すると判断した場合、引き続き買付者等からの情報提供や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、新株予約権（その主な内容は下記（3）本対抗措置の概要に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てその他法令および当社定款において認められる対抗措置（以下「本対抗措置」といいます。）を実施することを勧告します。

なお、第三者委員会は、買付等について下記（2）本対抗措置実施の要件に定める発動事由の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主総会の承認を

得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、第三者委員会は、いったん本対抗措置の実施の勧告をした後も、下記のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する旨等の新たな勧告を行うことができるものとします。

- i 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- ii 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じるなどの事由により、発動事由が存しなくなった場合

(イ) 本プランの不発動を勧告する場合

第三者委員会は、買付等について発動事由が存しないと判断した場合、第三者委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本対抗措置を実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、第三者委員会は、いったん本対抗措置の不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、当社取締役会に対して、本対抗措置を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(ウ) 第三者委員会検討期間の延長を行う場合

第三者委員会が、当初の第三者委員会検討期間終了時までには、上記の勧告を行うに至らない場合には、第三者委員会は、買付者等の買付内容の検討・買付者等との交渉に必要とされる合理的な範囲内（ただし、原則として30日間を上限とするものとします。）で、第三者委員会検討期間を延長することができることとします。第三者委員会検討期間が延長された場合、第三者委員会は、引続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本対抗措置の実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

⑤ 取締役会の決議

当社取締役会は、第三者委員会の上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重しつつ、買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に反するものであるかどうか等を慎重に検討し、本対抗措置の実施または不実施等に関する判断を行うものとします。ただし、下記⑥に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会決議に従うものとします。

なお、当社取締役会は、第三者委員会が本対抗措置を実施してはならない旨の勧告をした場合または株主総会が本対抗措置を実施しないことを決議した場合には、本対抗措置を実施しません。

⑥ 株主総会の実施

当社取締役会は、本プランに従った本対抗措置を実施するに際して、上記④(ア)に従い、

第三者委員会が本対抗措置の実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、または、ある買付等について発動事由の該当可能性が問題となっており、かつ、取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主総会に諮ることが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、本対抗措置の実施に関する議案を株主総会に上程するものとします。

⑦ 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規定等に従い、本プランの各手続の進捗状況（買付者等から買付提案書が提出された事実、第三者委員会検討期間が開始した事実、ならびに第三者委員会検討期間の延長が行われた事実、具体的な延長期間および延長の理由を含みます。）または第三者委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他第三者委員会または当社取締役会が適切と判断する事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 本対抗措置実施の要件

本プランの発動として本対抗措置を実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)本プランの発動に係る手続き④記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず第三者委員会の勧告を経て決定されることとなります。

記

発動事由

買付者等の買付提案が、以下のiないしixのいずれかに該当する場合であって、かつ以下のIないしIVのいずれにも該当することがないとき

- i 買付等が誠実に会社経営に参加することを目的としていないこと（専ら株価をつり上げ、高値で株式を当社または当社関係者に買い取らせることを目的としている場合を含む。）
- ii 当社を一時的に支配して、当社の重要な従業員や資産、ノウハウ等を買付者等またはその関係者に移転させる等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を図ることを目的としていること
- iii 当社の資産等を当該買付者等またはその関係者の債務の担保や弁済原資として流用することを目的としていること
- iv 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額な資産等を処分させ、その利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価上昇の機会を狙って売り抜けることを目的としていること
- v 構造上株主の判断の機会または自由を制約するような強圧的な方法によること（最初の買付けで全ての当社株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に、あるいは明確にしないで設定し、買付けをおこなうことにより、株主に事実上売却を強要す

- る結果となっている場合を含む。)
- vi 買付者等が本プランに定める事項を履行した場合であっても、買付けの条件（買付価額・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付けの実行の蓋然性、買付け後の経営方針・事業計画ならびに買付け後における当社の他の株主およびステークホルダーに対する対応方針等を含む。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不相当であること
 - vii 買付者等およびその経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、買付者等が当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると、公序良俗の観点から合理的に判断されること
 - viii 買付者等による支配権の取得により、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な顧客、取引先および当社従業員その他のステークホルダーの利益を生む当社の企業価値が毀損され、ひいては株主の共同の利益が毀損されること
 - ix 買付者等が、買付内容の検討に必要な情報が含まれた買付提案書を提出せず、または第三者委員会の求めに応じた追加情報を提出しないなど、本プランに定める事項を履行していないこと
- I 当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）、関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。)
 - II 不注意で、または当社を支配する意図がないのに特定株式保有者（注1）となった者と第三者委員会が認めた者で、かつ、特定株式保有者となった後10日以内（ただし、当社取締役会はこの期間を延長できる。）にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者
 - III 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定株式保有者になった者である旨第三者委員会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)
 - IV 当社の特定株式保有者となったとしても当社の企業価値または株主共同の利益との関係で、対抗措置をとることが相当でないと第三者委員会が認めた者

注1：特定株式保有者とは、(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味する。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者および取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。以下、同様とする。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者および当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。以下、同様とする。）または、(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味する。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、その方法を問わ

ず取引所金融商品市場において行われるものを含む。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者および当社取締役会がこれに該当すると認めた者をいう。)を意味する。

(3) 本対抗措置の概要

当社が本プランに基づき発動する買付等に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てとします。ただし、法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該対抗措置が用いられる可能性もあります。

本プランに基づき対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、その概要は以下のとおりとします。

① 本新株予約権の数

本新株予約権無償割当てに関する取締役会決議において別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における最終の発行済株式総数(当社の保有する当社普通株式の数を控除します。)の2倍の数とします。

② 株主に割り当てる本新株予約権の数の算定方法

割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主(以下「割当対象株主」といいます。)に対し、その保有株式1株につき新株予約権2個の割合で、本新株予約権を無償にて割り当てます。

③ 本新株予約権無償割当てが効力を生ずる日

上記①に定める割当期日とします。

④ 本新株予約権の目的である株式の数の算定方法

本新株予約権1個当たりの目的株式数は当社普通株式1株とします。

⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の目的となる株式1株につき1円とします。

⑥ 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の割当期日から3週間を経過した日の翌日から1か月間とします。

⑦ 本新株予約権の行使条件

特定株式保有者、その共同保有者、その特別関係者もしくはこれらの者から新株予約権を承継した者(ただし、承継につき当社取締役会の承認を得た者を除く。)またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者を実質的に支配し、これらの者が共同して支配し、もしくはこれらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認定した者は新株予約権を行使することができないものとします。

⑧ 本新株予約権の譲渡

本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要します。

⑨ 当社による本新株予約権の取得

(ア) 本新株予約権は、割当期日から3週間を経過した日の到来をもって、当社が以下の要領

によりこれを取得します。

- (イ) 上記(ア)に定める日に、当社は⑦に従い新株予約権を行使することができる者の本新株予約権を取得します。
 - (ウ) 上記(イ)の取得にあたって、取得する本新株予約権 1 個と引換えに、本新株予約権者に対して当社普通株式 1 株を交付します。
 - (エ) 上記に関わらず、当社は行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ⑩ 新株予約権証券の不発行
本新株予約権にかかる新株予約権証券は、発行しません。
- ⑪ その他
上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当てに関する取締役会決議において別途定めるものとします。

(4) 本プランの導入手続

本プランの導入については、本総会において前記の第 1 号議案および本議案が株主の皆様へ承認可決いただくことを条件とします。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本総会の決議における、本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間とし、当該委任期間は、本総会終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、本プランの有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において、本プランを廃止する旨の決議、もしくは本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規定等の新設もしくは改廃が行われ、かかる新設もしくは改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の事由により字句の修正を行うことが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等本総会の決議の趣旨に反しない場合には、第三者委員会の承認を得た上で本プランを修正し、または変更することができます。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2019年5月14日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲で読み替えることができるものとして扱います。

5. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則、すなわち、①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則を以下のとおり完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務、議論を踏まえた内容となっております。

(1) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記2. 本プラン導入の目的にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断されるに当たり、当社経営陣から独立した者のみから構成される第三者委員会が情報収集や買付内容の検討に必要な時間を確保したり、株主の皆様のために当社代表取締役等を通じて買付者等と交渉を行うこと等を可能にすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、上記4. (4) 本プランの導入手続に記載のとおり、株主の皆様の意思を反映させるため、本総会においてその導入をお諮りする予定です。

また、上記4. (1) 本プランの発動にかかる手続⑥に記載のとおり、当社取締役会は、一定の場合には株主総会において本対抗措置の実施に関する株主の皆様の意味を確認することができることとしております。

加えて、本プランには、導入された後の有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨等の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されることとなります。

このように、本プランは、株主の皆様の意味を重視するものであります。

(3) 独立性の高い第三者の判断の重視

本プランの発動に際しては、実質的な判断を客観的に行う機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社と特別な利害関係のない有識者に該当する委員3名により構成される第三者委員会による勧告を必ず経ることとされています。

さらに、第三者委員会は、当社費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができることとされています。これにより、第三者委員会による判断の公正性・合理性がより強く担保される仕組みが確保されております。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記4.(2)本対抗措置実施の要件に記載のとおり、予め定められた発動事由に該当し、かつ本対抗措置を実施することが相当であるという要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(5) いわゆるデッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の任期は1年であり、期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

6. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの導入にあたって株主の皆様にご与える影響

本プランの導入にあたっては、本新株予約権無償割当てを含む本対抗措置自体は実施されませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接的な影響が生じることはありません。

(2) 本対抗措置実施により株主の皆様にご与える影響

当社取締役会が本新株予約権無償割当てに際して別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき2個の割合で、本新株予約権が無償で割当てられますので、株式の希釈化は生じません。

当社は、買付者等以外の株主の皆様の本新株予約権を取得する手続を取り、その旨該当する株主の皆様にご通知いたします。株主の皆様は、金銭等を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社普通株式を受領されることとなります。

なお、当社取締役会が本新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 新株予約権無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続等

① 株主名簿への記録の手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社は、本新株予約権の割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に本新株予約権が割り当てられますので、割当期日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

② 新株予約権者となる日

本新株予約権は、会社法第277条に定める新株予約権無償割当ての方法により株主の皆様にご割り当てられますので、申込みの手続は不要であり、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、割当期日において、当然に新株予約権者となります。

③ 本新株予約権の取得の手続

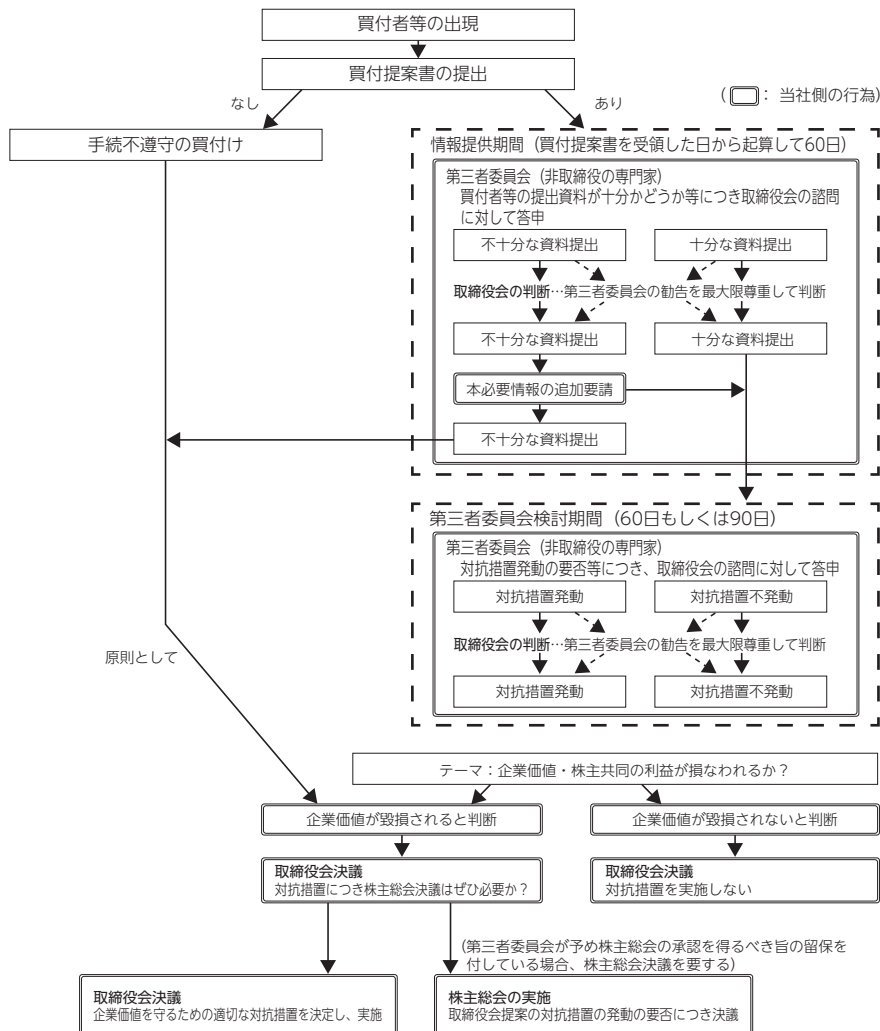
当社取締役会が本新株予約権を当社株式と引き換えに取得する場合には、当社取締役会が取得の対象として決定した本新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭等を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社普通株式を受領することとなります。

上記のほか、割当方法、名義書換方法、当社による本新株予約権の取得の方法等の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議を行った後、株主の皆様に対して公表またはご通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以上

(別紙1)

本プランの概要図



(注) 対抗措置発動の場合の対抗措置の具体的な内容は、新株予約権の無償割当てとします。

(別紙2)

第三者委員会細則の概要

1. 中立的な判断の確保

- (1) 第三者委員会の委員は、取締役会が平時に任命する。ただし、委員の補欠を置くことが出来る。
- (2) 新株予約権無償割当ての発動事由の充足について取締役会の中立的な判断を確保するために、弁護士（顧問契約先の弁護士を除く）、公認会計士（監査契約先の公認会計士を除く）等で当社と利害関係のない者から選任する3名から構成される第三者委員会を設置する。当社と第三者委員会の各委員との間では、善良なる管理者の注意をもって任務にあたる義務を負うことを含む委任契約を締結する。
- (3) 第三者委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- (4) 第三者委員会は、必要な判断を行うために、取締役会に説明や資料の提出を求め、または、企業経営につき見識を有する者、専門職（投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）等に対して、必要な情報の提出を要請し、または、その意見を求めることができる。
また、第三者委員会は、その判断に必要と考える場合には、取締役会に対して、判断期間の延長を要請することができる。
- (5) 第三者委員会の決議は、原則として全員一致によるものとするが、これが困難な場合には、多数決によるものとする。

2. 第三者委員会の審議事項

第三者委員会は、原則として以下の各号に定める事項について審議・決議し、その決議の内容を、理由を付して取締役会に勧告する。

- (ア) 本対抗措置の実施または不実施
- (イ) 本対抗措置の中止または本新株予約権の無償取得
- (ウ) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が第三者委員会に諮問した事項
- (エ) 当社取締役会が、別途第三者委員会が行うことができるものと定めた事項

3. 情報の開示

第三者委員会は、買付者等から買付提案書が提出された事実および買付者等から提出された各種情報その他の情報のうち第三者委員会が適切と判断する事項について、必要と判断する時点において、株主に対して情報開示を行うものとする。

以 上

(別紙3)

第三者委員会の委員

本プラン導入当初の第三者委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

○加藤 一郎 (かとう・いちろう) 弁護士 (東京弁護士会所属)

[略歴]

1983年～ 弁護士登録、小堀合同法律事務所 (現 村田・加藤・小森法律事務所) 入所 (現任)

○増田 光利 (ますだ・みつとし) 公認会計士、税理士

[略歴]

1990年～2001年 朝日新和会計社 (現 有限責任あずさ監査法人) 勤務

1994年 公認会計士登録

2001年 公認会計士増田会計事務所開設 (現任)

2006年 株式会社エプロン監査役就任

2007年 株式会社えいえん堂 (経営コンサルティング会社) 設立

代表取締役就任 (現任)

2015年 株式会社エプロン社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任)

○小瀧 理宏 (おだき・まさひろ) 公認会計士、税理士

[略歴]

1999年～2007年 朝日監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) 勤務

2007年～2011年 辻・本郷税理士法人勤務

2011年 おだき会計事務所開設

2011年 おだき税理士法人設立 代表社員就任 (現任)

なお、上記各委員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

以 上

(ご参考)

1. 経営陣幹部の選任と取締役候補者の指名の方針と手続き

取締役候補者については、当社グループを率先して牽引するリーダーシップを備え、人格・見識ともに十分であり、これまでの業績などグループへの貢献度を勘案した上で、代表取締役が候補者を選考し、取締役会に諮ります。取締役会は各候補者について慎重に審議し、株主総会へ上程いたします。

2. 独立社外取締役の独立性判断基準および資質

当社取締役会は、経営の監督機能を高め、コーポレート・ガバナンス体制を強化するため、独立社外取締役を選任する際の判断基準を以下のとおり定めております。

- (1) 現在、当社、当社の子会社または関連会社の業務執行者でないこと。また、過去10年においても、当社、当社の子会社または関連会社の業務執行者であったことがないこと。
- (2) 現在、当社を主要な取引先とする者もしくはその業務執行者、または当社の主要な取引先もしくはその業務執行者に該当しないこと。
- (3) 現在、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家もしくは法律専門家、または会計監査人もしくは顧問契約先（それらが法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属している者）に該当しないこと。

また、当社取締役会は、独立社外取締役が独立性を備えていることにとどまらず、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できるかなど、独立社外取締役として期待される役割・責務を果たしうる資質を備えているかどうかを十分検討し、候補者を選定しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区一番町21番地
一番町東急ビル10F

電話 03(5275)7841



(交通のご案内)

東京メトロ半蔵門線 半蔵門駅5番出口 徒歩1分

東京メトロ有楽町線 麴町駅3番出口 徒歩7分

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での
ご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。